

## フランスにおける近隣妨害の法理 (二)

高橋 康之

- 一、まえがき
- 二、近隣妨害の概念
- 三、判例による近隣妨害の法理の形成
  - 一、基本原則(以上本号)
  - 二、具体的事例
  - 三、適用上とくに考慮すべき事項
  - 四、被害者の救済
  - 五、学説による理論づけ
- 五、むすび
- 一、まえがき

煤煙・騒音・臭気・振動等による被害は、近代文明の代償として避けることのできない害悪であるが、その被害に対しては、その範囲・態様などに差異はあれ、なんらかの救済を与えることが、各国の例となつてゐる。わが国でも、民法制定直後からすでにこの種の問題が生じていたが、とくに近時、都市への人口の集中、工業の発展等の結果これらの原因に基づく被害が激増し、その対策がようやく社会問題化しつつある一方、被害者の私

法上の救済として、いわゆる「生活妨害」の法理が注目されてきた<sup>(1)</sup>。もつとも「生活妨害」といつても、わが国では特にそれを規制する規定があるわけではなく、不法行為あるいは物権的請求権の行使の特殊な適用の一形態として、その原理にしたがわしめられているが、裁判例の増加にともなつて、しだいに一つのまとまつた領域となすに至つた感がある。わが国には、ドイツ民法九〇六条のような明文の規定が存在しないので、この領域の法的構成はもつばら、判例と学説に負わなければならぬ。それだけに、外国においてこの問題がどのように取り扱われているかということの研究することは、その基礎的な理論づけの面においても、具体的な適用の場合に起こりうるいろいろな問題点においても、とりわけ重要視されなければならない。英米法におけるニューサンスの理論やドイツ法におけるイミッシオの理論は、早くからわが国にも紹介され、判例や学説にかなりの影響を与へることによつて、右のような役割を果たしてきたといえよう。ところが、フランスにおけるこの問題については、まだ簡単な紹介すら行われていないのではないかと思う。もちろん、わが国の不法行為制度あるいは物権的請求権の制度は、大陸法系のうちドイツ法により近いという事情もあるが、しかし、この生活妨害の問題の中に含まれる多くの問題点については、フランス法の中にも参考となるものがないわけではない。そこで、フランス法におけるニューサンスあるいはイミッシオの理論である $\blacktriangle$ 近隣妨害 $\blacktriangledown$ (*Trouble de voisinage*)の理論の概略を紹介しよう<sup>(2)</sup>、というのが本稿の第一の目的である。

ところで、フランス民法典には、イミッシオに関する特別の規定はない。近隣妨害の法理は、一三八二条の一般の不法行為を基礎として、まつたく判例によつて形成された理論である。そもそも、フランスの不法行為ないしは民事責任の理論は、わずか数カ条の条文をもとに、ぼう大な判例によつて支えられている。今日では、この分野に関する限り、フランスは完全な判例法国家であるといつても過言ではないほどである。無生物責任の理論な

どは、その典型的な例であるといえよう。その判例法形成の過程において、裁判官たちがどのような法的技術を駆使して、どのように時代の流れに即応した解決をとつてきたかということは、非常に興味深い研究の対象となるであろう。近隣妨害の理論を、判例法による民事責任理論の一環として、右のような観点から捉えてみようというのが、本稿の第二の目的である。

このような目的を持つ本稿は、当然、判例の研究が中心となる。そして、このような問題を扱う判例においては、なにが、どのような状況のもとにおいて妨害行為とされるか、といった判断の基礎となる事実関係を知ることが、いわば法条の解釈を目的とするような判例の場合にくらべて、比較にならないほど重要である。<sup>(3)</sup> 本稿でも、できるだけ事実関係を詳細に記するよう心がけたい。

なお、次の点も見落としてはならない。

往時の近隣妨害は、相隣る土地利用者間における個別的偶発的なものが多く、かつ概して小規模のものであった。ところが、現在では、社会生活が複雑化するとともに近隣妨害の態様も多種多様になると同時に、産業の規模の拡大にともない、集団的、かつ、大規模な近隣妨害が生ずるようになった。このような大規模の妨害行為には、一定の類型があり（煙害・鉍害・放射能による被害など）、ある程度、画一的にこれを把握することが可能である。そのような妨害行為に対しては、もはや、近隣妨害の法理により事後の私法的救済を与えるだけでは不十分であり、企業活動に一定の基準を設け、その基準をこえて活動する者には、画一的な補償の義務を課することが望ましい。そして、現実に相当な範囲にわたつて、そのような立法が設けられもしている。これは、従来の私法理論からみれば、かなり異質的要素を含んでおり、そこに新しい理念が要求される場合が多い。しかし、その場合にも、従来の観念からまつたくかけ離れた理念を導入することは、實際上困難であろうし、また、逆にそのような

新しい理念が、従来の法理論に反射することも考えられる。このような新しい立法による近隣妨害の法理の体質の変化にも十分注意を払わなければならないだろう。

(1) 法律時報三二卷(昭和三五年)三号は「生活妨害の法理」を特集している。なお、「生活妨害」ということは、英米法のニューサンス(nuisance)の訳語と思われる。

最近とくにこの問題がとり上げられるのは、都市への人口の集中、工業の発展等の原因にもよるが、一つには、国民の権利意識が強くなり、近所同志のことだから穏便にすまそうという風潮が薄くなつたせいでもあろう。しかし、紛争が裁判所に持ち出されることが比較的少なく(戦後とくに判例が増加したとも考えられない)、裁判所外で解決されようとすることが多いのは、やはり問題である。

(2) しかし、単なる制度の外形的比較ないしは若干の立法論的あるいは解釈論的参考資料の摂取のみに終るべきではない。註(1)でも見たように、この問題は、被害者の権利意識を如実に反映すると同時に、加害者の責任意識や、さらには、それを裁く者の法意識を直接的に表わすものであるから、そのような観点から制度の内容を比較するならば、その国の法文化についてその一端をうかがい知ることができるとはなからうか。

(3) 末延教授も「事実を抜きにしたニューサンス論の成立し得るかを疑われ、判例を土台として、問題がどんな具体的形態をとつて現われるか、裁判が所どういふことを考え、どういふ判決を下すかをなるべく如実に写し出すことが肝要だとされている(末延三次・判例に現われた営業とニューサンス(英米法の研究・上・二九九頁))。

## 二 近隣妨害の概念

近隣妨害 Trouble de voisinage という概念は、広義には、隣接する土地の所有者または利用者間における妨害で、民事責任を発生させるものを指す。前述のように、フランスでは、とくにイミツシオ等に関する規定はなく、近隣者間の妨害も民事責任の判例法の中に埋没しているのであつて、これを特殊の問題として取り扱うのは、学説上のことである。<sup>(1)</sup>したがつて、この近隣妨害の理論の及ぶ範囲についても、学説は必ずしも一致しない。ことに、近隣妨害の性質をどのように見るかということと、その適用の範囲とは、密接な関係にあり、前者を決しないかぎり、後者を定めることは不可能ともいえよう。

のみならず、近隣妨害に関する規定の欠如は、法の演繹的解釈からその内容を確定するということを不可能にしている。結局、判例によつて築かれた民事責任法の内部にあつて、異なつた責任原理に支配される（と考えられる）ものを整序し、そこからわれわれの欲するものを抽出するという操作をしなければ、近隣妨害の範囲を確定することはできない。そこで、まず、近隣者間の侵害行為となりうるあらゆる態様の責任を挙げ、しかるのち、本稿で取り扱うべき近隣妨害の範囲を限定していきたい。これは同時に、近隣妨害の理論がフランス民事責任論の中に占める位置をも明らかにすることになると思う。

(1) 権利濫用 *abus des droits* 近隣妨害の理論ともつとも親近関係にあるのは、権利濫用の理論であろう。フランスにおける権利濫用理論発展の発端となつたコルマール控訴院の判決も、近隣者による侵害行為であつた。<sup>(2)</sup>その後、権利濫用の理論は、判例によつてしだいに形成されていつたのであるが、これをどう理論構成するかは、二〇世紀になつてから学説上大いに争われた。<sup>(3)</sup>いま、その問題に概略なりともふれる余裕はないので、ここでは、近隣妨害との関係について簡単にふれるにとどめる。

権利濫用を△加害の意思▽(*intention de nuire*)ないしは△正当な利益の欠缺▽(*défaut d'intérêt légitime*)のある場合に限る立場からすれば、権利濫用の理論の適用される範囲は狭く、(6)に述べる狭義の近隣妨害の範囲と抵触することはありえない。これに反して、権利濫用の概念を拡張して無思慮または懈怠による権利の行使の場合をも含める立場からすれば、<sup>(5)</sup>過失ある土地利用者の加害行為は、すべて権利濫用として把握される。したがつて、狭義の近隣妨害も、権利濫用の一つの類型にすぎない。ただ、その要件の特殊性のゆえに、一応固有の権利濫用から離して取り扱うということになる。<sup>(6)</sup>いずれの考え方によつても、近隣妨害は権利濫用とは別個のものとして取り扱われているが、しかし、この点については、問題が多いので、のちにふたたびとりあげることにした

い。

(2) 建物責任 建物が維持の欠缺または構造の瑕疵を原因として崩壊した場合には、建物の所有者は、その損害の発生につき、過失を推定されることは、民法典一三八六条の規定するところである。そして、この過失の推定をくつがえすには、単なる無過失の証明では足りず、不可抗力その他の外部原因 (causes étrangères) を証明しなければならぬとするのが判例である。したがって、近隣者の加害行為が一三八六条の要件を充たす場合には、一般の責任よりは重い (結果責任に近い) 責任を負わされることになる。

(3) 無生物責任 (responsabilité des faits des choses inanimées) 無生物責任とは、動物以外の有体物を保管する者 (gardien) が、その物によつて生じた損害について負う責任である。これは、工場災害、自動車事故などにする被害者を救済するために、判例が一三八四条一項を根拠として、発展せしめた特別の責任である。<sup>(7)</sup> 判例によれば、無生物責任が適用されるのは、すべての物の所為 (faits des choses) による損害の発生の場合で、その物について差別を設けていない。したがって、近隣者間の行為であつても、その行為に物が介入している場合には、この責任が発生することになる。<sup>(8)</sup> この責任においても、過失は推定され、その推定は不可抗力その他の外部原因の証明によらなければくつがえしえない。

(4) 法規違反 明文の規定によつて禁じられた行為をした場合には、過失があることは明らかであるから、そのような行為によつて近隣者に被害を加えた者が、責任を負うのは当然である。たとえば、法令に定める予防措置をしないで機械を運転したために、近所に煤煙をふりまいた者とか、法令に定める行政庁の許可なしに不衛生な施設を設置した者とかによつて惹起された損害については、法規違反という一点で加害者は責を免れないことになる。

(5) 証明された過失 以上のほか、加害者の過失が証明されれば、責任が発生する。これは、一般原則による不法行為責任(一三八二条)であつて、とくに説明するまでもない。無思慮(imprudence)または懈怠(négligence)によつて、隣人に損害を加えた場合に、その過失——同じ状況におかれた標準人ならばおかさなかつたであろう(Bon père de famille の注意義務懈怠)——が証明されれば、直接一三八二条、一三八三条が適用される。

(6) 狭義の近隣妨害 土地の利用者が法規に違反することなく、正当の利益の追及のために、自己の土地を使用し、しかも、その際つくすべき注意義務を果たしてなんらの過失もなかつたのに、近隣に損害を与えることがある。その場合にも、加害者は責任を負うべきか。判例はこの場合にも、加害者に責任ありとしている。これが狭義の近隣妨害の場合である。後に述べるように、この場合の責任も無過失責任ではなく、一三八二条に基礎を置く一般の過失責任の一変型だとみるのが判例および通説の立場であるから、究極的には前の(5)と変らないことにならうが、(5)の場合のように過失の存在が直接的でないところに、特殊性を見出すことができる。

以上を通観してわかることは、フランスの近隣妨害の概念は、加害行為の類型としてではなく、適用される責任の原理の類型として考えられている、ということである。もつとも、責任の原理の類型といつても、一三八二条の一般の民事責任と、一三八四条以下の過失推定に基礎を置く民事責任とは、大きく分れるが、一三八二条の適用される(1)、(4)、(5)、(6)の間には、被害者側で立証すべき事項に多少の差があるだけで、基本的なちがいはないといえる。そのため、その間に明確なラインを引くことが困難なことは、すでに権利濫用との関係のところで見えてきたわけであるが、証明された過失と近隣妨害との関係についても同様である。判例は、同種の事案について、ある場合には過失(無思慮・懈怠)の存在することを理由に、加害者に責任を負わせ、他のある場合には、なんらの過失をも挙げず、損害が△通常の近隣者間の義務の範囲を超える▽ことを理由として、損害賠償の責を

負わせている。正確に云えば、後者が固有の近隣妨害であり、責任原理の特殊性のみを研究の目的とするならば、これのみが本稿の取り扱うべき対象となる価値を有することになるが、はじめに述べたように、実質的にニューサンス、イミツシオにあたるものが、フランスではどのように扱われているかということを探求するのも、また、本稿の主要な目的であるから、前者を除外することは望ましくないであろう。<sup>(9)</sup>

建物責任・無生物責任の場合は、ややこれと事情を異にする。これらの責任は、すでにみたように、一三八二条の一般の民事責任とは別の特殊の責任として取り扱われている。両者は、訴訟上の *cause* を異にし、一方を適用すべき場合に他方を適用した判決は、法律の適用を誤つた違法の判決とされる。<sup>(10)</sup> 本稿では、この責任の場合には原則として除外することにする。

(1) 理論としてはとくに新しいものではなく、すでに古法時代においても認められていた。ドマはいう。各人が自己の家においてなしたものは所有しうる仕事その他の物で、同じ家屋の一部を所有する人々のアパルトマンあるいは隣人の家に煙または不快な臭気を放散させるもの——たとえばなめし皮商や染物師の仕事のごとき——や、その他隣人に不快を与えるさまさまなことがらは、もし役権 (*servitude*) が設定されているならば、我慢しなければならぬ。また、もし役権がないならば、その場所の性質および不快を与える行為の性質により、また、取締法規あるいは慣行があるときは、それにしたがつて、その行為が我慢されるべきものか、差し止めるべきものかが定まる。 (Les lois civiles dans leur ordre naturel, livre I, titre XII, sect. III, art. X; cité par Mazeaud, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile*, t. I, no 596, note 2 bis. しかし、とくに近隣妨害の問題が頻繁に出てくるようになるのは、近代的産業の発達のもの、フランスでは一九世紀末葉ころからであり、この時期はまた一般的に民事責任の理論が判例により大きな転換を遂げる時代でもあるので、古法時代の理論をそのまま受け入れることは不可能であつたらう。

(2) コルマール控訴院一八五五年三月二日判決 (D. 1856. 2. 9)。この判決は、土地所有者が、隣家の日当りを奪うことを唯一の目的として、にせの煙突 (*fausse cheminée*) をその所有地内に建てた事件について、所有者に一三八二条の責任を認められたものである。

(3) 末川博・フランスにおける権利濫用理論 (「権利濫用の研究」二一五頁以下)、江川英文・フランス法における権利濫用論 (比較法研究・三二頁以下) (H. et L. Mazeaud et Tunc, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile*, 5e éd., t. I, nos 547 et s.; Savatier, *Traité de la responsabilité civile en droit français*, 2e éd., t. I, nos 38 et s.; Lalou, *Traité pratique de la responsabilité*



civile, 5e éd., nos 856 et s. なるがそれらに準ずる文獻参照。

(4) Planiol, Ripert et Esmein, Traité pratique de droit civile français, 2e éd., t. III, no 458; t. VI, no 575; Ripert et Boulanger, Traité de droit civil, t. II, nos 964 et s.; Ripert, La règle morale dans les obligations civiles, 4e éd., nos 97 et 102 など。

(5) 本日の通説は Mazzeaud, op. cit., t. I, nos 568 et s.; Colin, Capitant et de la Morandière, Cours de droit civil français, 11e éd., t. II, no 195; H., L. et J. Mazzeaud, Leçons de droit civil, t. II, nos 455 et s.; Lalou, op. cit., no 877 など。

(6) H., L. et J. Mazzeaud, op. cit., t. II, no 1339.

(7) 野田良之・自動車責任に関するフランスの民事責任法(法協五七巻二号ないし四号)参照。フランスの文獻は枚挙にいとまないが、判例法の変遷を簡単にまとめたものとして、次のものをあげておこう。

H. et L. Mazzeaud, op. cit., t. I, nos 63 et s.; Ripert, Le régime démocratique et le droit civil moderne, 2e éd., nos 167 et s., Rodière, La responsabilité civile (extrait du t. IX bis du Cours de droit civil français de Ch. Beudant), nos 1494 et s.

(8) この責任理論を確立した一九三〇年二月三日の破毀院連合部判決は、原則としてすべての「物の所為」につき、一三八四条一項が適用されるとした。その結果、すくなくとも物理的加害行為については、一三八二条が適用される場合がほとんどなくなり(木の葉、花瓶、弾丸、電流、床板——すべて転んだ場合の——などによる損害にまで一三八四条一項が適用された)、原則と例外が転換するような事態を生じたので、一九三〇年以後の判例は、物の「介入」のしかたにより区別を設け、この責任が適用される場合を制限しようとしてきている。

(9) 妨害行為の類型を定めて、その類型に属する判例をみていく場合には、当然、その中に、証明された過失によつて基礎づけられたものも入ってくることを注意すべきである。

(10) 破毀院民事部一九五三年七月二一日判(D. 1953. 573, S. 1954. 1. 67)。事件は、被告所有の木が原告の家屋の屋根より数メートル高く、その木の葉が屋根の上にたまるので、その清掃費用を請求したものである。原審判決が一三八四条一項を適用して、原告の請求を認めたのに対して、破毀院は、単に同条を適用するだけで、損害が通常の近隣者間の範囲を超えるものであるかどうかを認定しないのは違法であると、して原判決を破毀した。

### 三 判例による近隣妨害の法理の形成

#### 一 基本原則

土地所有者が、その権利を行使する際に、近隣の生活を妨害した場合には、たとえその者に過失がなくても、

その者に責任が発生する。これが狭義の近隣妨害である。この原則は、民法典制定直後から判例によりすでに認められていたという<sup>(1)</sup>。しかし、そのような妨害行為がすべて責任発生の原因となるわけではない。人は社会生活を営む以上、ある程度まで他人の行為によつて迷惑を受けることは、忍容しなければならぬ。その忍容の程度を超えた行為があつた場合に、はじめて、行為者に対して責任を追求できるだけである。判例は「通常の近隣者間の義務の範囲を超える損害」(le dommage (ou le préjudice) qui excède la mesure des obligations ordinaires des voisins) は賠償されるべきであるとして、その原理を明らかにしている<sup>(2)</sup>。問題はどのような損害が、通常の近隣者間の義務の範囲を超えるかであるが、これは結局下級裁判所の事実認定にまつほかない。

(1) メッツ控訴院一八〇八年一〇月一〇日判 (S. 1821 2. 154) メッツ控訴院一八二〇年八月一六日判 (S. 1821. 2. 155) — Mazeaud et Tunc, op. cit. t. I, no 597, note 2 より引用。

(2) この文言は判例の常套文句である。戦後のものだけを見ても、たとえば、破毀院審理部一九四四年一月二四日判 (D.A. 1944. J. 45) (煤煙・悪臭)、破毀院民事部一九五二年三月二八日判 (D. 1953. somm. II) (セメント粉)、破毀院民事部一九五三年七月二一日判 (前掲) などがこの文言を用いている (ただし、前二者は、損害を防止するのに必要な注意を怠つた場合には)、「通常の近隣者間の義務の範囲を超える損害を生ぜしめた者は、過失がある」といつている点に注意)。この文言の様式は、破毀院民事部一九〇七年二月一八日判 (D. 1907. 1. 315, S. 1907. 1. 77) 以来確立したものとされるが、すでに一八四四年一月二七日の破毀院民事部の判決 (S. 1844. 1. 811) にも現われている。この判決は、隣家の工場から発する騒音によつて妨害された者からの請求について、原判決がその請求を認容したのに対し、すべての騒音が損害賠償発生の原因となるわけではなく、それが、通常の近隣者間の義務の範囲を超える程度にまで達していることを確認しないかぎり、責任の発生を認めるわけにはいかない、としたものである。なお、「近隣者間の正常な不利益」(les inconvénients normaux du voisinage) とは、このことはしばしば用いられる。